

函館短期大学学則（2020年度）

第1章 総 則

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、深く専門の学芸を教授研究し職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とし、学園訓3ヵ条「報恩感謝」「常識涵養」「実践躬行」を具体的信条とし、知・情・意の円満にして高度に発達した人格を有し、人類社会の福祉に貢献しうる職業人を養成することを使命とする。

2. 前項の目的を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。
3. 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

第1条の2 前条の目的を達成のために次の学科を設置し、教育研究上の目的を以下のとおり定める。

1. 食物栄養学科

食物栄養に関する専門を深く教授研究し、関連する職業人を養成する。

2. 保育学科

幼児教育および乳幼児保育に関する専門の学芸を深く教授研究し、関連する職業人を養成する。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

第2条 本学において設置する学科及びその学生定員は次の通りとする。

学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
食物栄養学科	60名	120名
保育学科	60名	120名

第3条 本学の修業年限は2年とする。

2. 学生は4年を越えて在学することはできない。
3. 前項の規定にかかわらず、修業年限を越える一定期間にわたり授業科目を履修することを目的として本学に入学を志願するものがあるときは、選考の上、長期履修学生（呼称「社会人ゆっくり修学生」）として入学を許可することができる。長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5条 学年を分けて次の2期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

第6条 本学における休業日を次の通り定める。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日
- (2) 学園創立記念日 9月19日
- (3) 春季休業日
- (4) 夏季休業日

(5) 冬季休業日

2. 前項(3)(4)(5)の休業期間に関しては別に定める。
3. 第1項の規定に関わらず、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第7条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第4章 教育課程

第8条 本学において開講する食物栄養学科及び保育学科に関する授業科目、単位数は別表1（食物栄養学科）、別表2（保育学科）の通り定める。

第9条 前条に定めるもののほかに、教育職員免許状を取得する者のため、教科又は教職に関する科目をおく。開講授業科目及び単位数は別表1、別表2のとおり定める。

第5章 履修の方法、学習の評価、課程修了の認定及び卒業

第10条 本学において開講する授業科目については、2年に分けて履修しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、長期履修学生は、別に定めるところにより3年以上に分けて履修することができる。

第11条 学生は毎学年度又は学期の当初に、当該年度又は学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2. 学生は前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又単位を取得することはできない。

第12条 各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

2. 単位修得の認定の方法は、筆記、口述、論文、実技その他の試験によるものとし、その方法については各授業科目の担当者がこれを定める。

第12条の2 他の短期大学又は大学を卒業し、又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したのものとして認定することができる。

2. 前項の単位の認定は、基礎教育科目についてとし、合計15単位を超えない範囲で行うものとする。
3. 前二項の単位の認定に関する必要な事項については、別に定める。

第12条の3 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議により、学生が当該他の短期大学等の授業科目を履修することを認めることがある。

2. 学生が、前項の規定により、当該他の短期大学等において修得した単位については、15単位を超えない範囲で、本学において修得した単位としてみなすことができる。
3. 前二項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に休学することなく留学する場合にも準ずる。
4. 前三項の単位の認定に関する必要な事項については、別に定める。

第13条 試験等の時期は、原則として学期末又は学年末とするが、各授業科目の担当者が必要と認めるときは、臨時に行うことができる。

第14条 年度又は学期の当初に授業科目の履修登録をしていない者は、当該授業科目の単位修得に係る試験を受験することはできない。

- 第15条 病気その他やむを得ない事由により、試験等を受験することができなかった学生への追試験、又は再試験及び試験に関する細則については、別に定める。
- 第16条 試験の成績は、100点をもって満点とし、60点以上を合格として、単位修得を認定する。
2. 成績評価は、秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下）の5段階をもって表し、不可は不合格とする。
 3. 前項の成績評価の結果を総合的に判断する指標として、f G P A（機能的グレード・ポイント・アベレージ）を用い、その詳細は別に定める。
- 第17条 各授業科目に対する単位の計算方法は次の通りとする。
2. 授業科目の1単位は45時間の学修を必要とする内容とする。また、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。
 - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、(2)に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 3. 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 第18条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、卒業必修単位を含む、合計62単位以上を修得しなければならない。
2. 本学における卒業必修科目は別表1、別表2に定める。
- 第19条 教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。
2. 本学の学科において取得できる教育職員免許状の種類は、家庭科に関する中学校教諭二種免許状、栄養教諭二種免許状及び幼稚園教諭二種免許状である。
- | | |
|--------|--------------------------|
| 食物栄養学科 | 中学校教諭二種免許状（家庭）、栄養教諭二種免許状 |
| 保育学科 | 幼稚園教諭二種免許状 |
- 第20条 本学食物栄養学科において栄養士の資格を得ようとする者は、第18条に規定する卒業要件を充足し、かつ栄養士法、栄養士法施行令及び栄養士法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。
2. 本学保育学科において保育士の資格を取得しようとする者は、第18条に規定する卒業要件を充足し、かつ児童福祉法、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 第21条 本学に2年以上在学し、第18条に定める単位を修得し、かつ教授会において2年の課程を修了したと認定した者に対して、学長は卒業証書を授与する。
- 第21条の2 第21条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第6章 入学、退学、転学及び休学

第22条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

第23条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

1. 高等学校を卒業した者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
3. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部大臣の指定した者
4. 文部大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
5. 文部大臣の指定した者
6. 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令）により文部大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者含む。）
7. その他、本学において、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第24条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類を別表3の入学検定料を添えて提出しなければならない。

一旦納付した入学検定料及び提出した書類は、これを返還しない。

2. 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については、別に定める。

第25条 願いにより本学を退学した者が、退学後2年以内に再入学を希望するときは、選考のうえ入学を許可することがある。

2. 前項の場合、退学前に取得した単位の全部又は一部をすでに取得したのものとして認めることがある。この認定は学長が行う。
3. 再入学者の在学期間は、退学以前の在学期間を算入し、第3条に定める在学年数を超えることができない。
4. 再入学の場合の入学検定料は、別表3の通りとし、その他の必要な手続等は別に定める。

第26条 他の短期大学から転入学を希望する者がいるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ入学を許可することがある。

2. 転入学の場合の入学検定料は、別表3の通りとし、その他の必要な手続き等は、別に定める。

第27条 本学に入学を許可された者は、指定の期日までに入学金・授業料等学納金及び本学の指定する書類を提出しなければならない。

2. 一旦納付した入学金・授業料等学納金及び提出した書類は、原則として返還しない。
3. 再入学、転入学者の入学金・授業料等学納金の額は、入学する年度に定められた額又は当該者の属する年次の在学者にかかる額と同額とする。
4. 再入学者の入学金は、必要と認められた場合これを免除することがある。

第28条 入学を許可された者は、正副2名の保証人を定め、本学の指定する期間内に届出なければならない。

2. 保証人は学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。
3. 保証人のうち、正保証人は父母又は成年の親族とし、副保証人は身元確実でいずれも独立の生計を営む者とする。
4. 保証人に関して変更事項があったときは直ちに届出なければならない。

- 第29条 学生が病気その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、その事由を詳記し、正副保証人連署のうえ、学長に願い出て、その許可を得なければならない。
- 第30条 学生が他の大学等へ転学を希望する場合は、正副保証人連署のうえ、学長に願い出て、その許可を得なければならない。
- 第31条 病気その他やむを得ない事由により、2カ月以上修学することのできない学生は、保証人連署のうえ学長に願い出て、前期または後期の終わりまで休学することができる。
2. 病気を事由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。
 3. 病気のため修学が不相当と認められる学生に対しては、学長は、これに休学を命ずることができる。
- 第32条 休学できる期間は原則として1年以内とする。
- 但し、特別の事由がある場合は、引き続き休学を願い出ることができる。
2. 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。
 3. 休学期間は、第3条に定める在学年数に算入しない。
 4. 休学中の学生については、休学期間中の授業料等学納金を免除する。
- 但し、第39条の規定をさまたげない。
5. 休学中の学生で、復学の見込がなく退学しようとする者は、休学期間内において退学を願い出ることができる。
- 第33条 休学期間満了のとき、又は休学期間であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。
2. 病気のため休学した学生は、復学願に医師の診断書を添付しなければならない。
 3. 復学する学生についての授業料等学納金は、復学したその月からこれを徴収する。
- 尚、金額については、当該者の属する年次の在学者にかかる額と同額とする。
- 第34条 学生で次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。
1. 第3条に規定する在学年数を越えた者
 2. 休学期間が満了し復学の見込のない者
 3. 死亡又は行方不明の者
 4. 授業料等学納金の納付を怠り督促を受けても納付しない者
2. 前項第4号による除籍者が復学を願い出た場合、学長はこれを許可することがある。
- 尚、これに関する必要な事項は別に定める。

第7章 授業料、入学金その他の費用

- 第35条 入学検定料・入学金・授業料等学納金は、別表3の通りとし、納付時期・納付方法等の必要な事項については、別に定める。
2. 学則第18条で定める卒業要件を満たさない者が、2年を超えて在学する場合、授業料は別表3の②学則第35条第2項適用者授業料を適用し、当該年度の履修開始までに当該授業料を納入することとする。
 3. 前項にかかわらず、学則第3条第3項による長期履修生に関しては別に定める。
- 第36条 退学もしくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者は、当該期の納期に属する授業料等学納金を納付しなければならない。
2. 停学者は、停学期間の授業料等学納金を納付しなければならない。

第37条 入学金・授業料等学納金の他に、教育に必要な費用を別途徴収することがある。

2. 前項に規定する納付金の種類・金額・納付に必要な手続き等については、別に定める。

第38条 授業料等学納金は、特別の事由によってその一部又は全額を奨学金として給付、納付の免除、徴収の猶予をすることがある。

2. 前項の規定に関する必要な事項は、別に定める。

第39条 一旦納付した在学者の授業料等学納金は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

第8章 教職員組織

第40条 本学には、学長・教授・准教授・専任講師・助教・教育助手・事務職員等の職員を置く。

2. 本学には、前項のほか、副学長、学科長、その他必要な教職員を置くことができる。
3. 校務に関する最終的な決定権は学長が有する。
4. 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第41条 教職員の職務は、学校教育法の定めるところによる。

第9章 教授会

第42条 本学に教授会を置く。

2. 本学の各学科に学科会を置く。

第43条 教授会は学長及び教授をもって組織する。

2. 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に准教授その他の教職員を加えることができる。

第44条 学長は教授会を招集し、その議長となる。

但し、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

2. 学長は教授会の構成員の3分の2以上から議題を示し要求のあった場合には、要求のあった日から20日以内に教授会を招集しなければならない。
3. 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することはできない。

第45条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

1. 学生の入学、卒業及び課程の修了
 2. 学位の授与
 3. 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
2. 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第46条 その他、教授会の運営に関する必要事項については、別に定める。

第10章 科目等履修生及び外国人学生

- 第47条 本学において開設する授業科目のうち1科目又は数科目を選んで受講を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考のうえ科目等履修生として受講を許可することがある。
2. 受講は学年又は学期ごとにこれを許可する。
 3. 受講料は、別表3の通りとし、当該科目を受講する当初に一括して納付するものとする。尚、一旦納付した受講料はこれを返還しない。
 4. 科目等履修生が当該科目の受講を修了したときは、当該科目についての受講修了証書を交付する。
 5. その他、科目等履修生に関する必要な事項については、別に定める。
- 第48条 本学において他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む）との協議により、当該他の短期大学等の学生に、科目等履修生として本学の授業科目を履修させることがある。
- 第49条 科目等履修生に対しては、第12条の規定を準用し、履修した授業科目の単位を与えることができる。
- 第50条 外国人で本学に入学を希望する者があるときは、選考のうえ入学を許可する。
2. 外国人学生に関する必要な事項については別に定める。

第11章 研 究 生

- 第51条 本学に研究生をおき、これに関する規定は、別に定める。

第12章 賞 罰

- 第52条 学業成績及び人物優秀又は他の業績が優秀で、他の模範となる学生に対して、学長は、これを表彰することができる。
2. 前項に関する必要な事項は、別に定める。
- 第53条 本学の学則に違反し、又は本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は、これを懲戒することができる。
2. 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
 3. 停学期間が2カ月以上にわたるときは、その期間は第3条第1項に定める修業年限に算入しない。
但し、在学期間は第3条第2項に定める期間を超えることはできない。
 4. 退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 1. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 3. 正当の理由がなく、授業の出席が常でない者
 4. 大学の秩序を乱すなど、学生としての本分に反した者

第13章 公開講座

第54条 本学において必要があると認めるときは、臨時公開講座を開設し、一般の人々の研究に資するための公開講座を設けることがある。

2. 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第14章 図書館

第55条 本学に図書館を付設する。

第56条 図書館に関する必要な事項については、別に定める。

第15章 寄宿舍及びその他の厚生指導施設

第57条 本学に寄宿舍を設け、通学困難な学生を収容し、修業の便を図る。

第58条 寄宿舍に関する必要な事項については、別に定める。

第59条 本学の教職員並びに学生は、医療施設・学生ホール等の厚生施設を利用することができる。

第60条 医療施設・学生ホール等の厚生施設の運営に関する必要な事項については、別に定める。

付 則

1. この学則は昭和47年4月1日から施行する。

付 則

1. この学則の一部改正（第2条、別表1. 教育課程、別表2. 授業料・入学金その他の費用）は、昭和49年4月1日から施行する。

但し、昭和48年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第6条、第24条、第25条第3項、第26条第2項、別表1. 教育課程、別表2. 授業料・入学金その他の費用）は、昭和50年4月1日から施行する。

但し、昭和49年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表2. 授業料・入学金その他の費用）は、昭和51年4月1日から施行する。

但し、昭和50年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表2. 授業料・入学金その他の費用）は、昭和52年4月1日から施行する。

但し、昭和51年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表2. 授業料・入学金その他の費用）は、昭和53年4月1日から施行する。

但し、昭和52年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表2. 授業料・入学金その他の費用、第24条、第25条第3項、第26条第2項）は、昭和54年4月1日から施行する。
但し、昭和53年度以前に入学した者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表2. 授業料・入学金その他の費用、第24条、第25条第3項、第26条第2項）は、昭和55年4月1日から施行する。
但し、昭和54年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第23条、第24条、第25条第3項、第26条第2項、第35条、第39条、第47条第2項、別表1. 教育課程、別表2. 入学金・授業料その他の費用）は、昭和56年4月1日から施行する。
但し、昭和55年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第6条、第24条、別表2. 入学金・授業料その他の費用）は、昭和57年4月1日から施行する。
但し、昭和56年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第12条第3項、別表2. 入学金・授業料その他の費用）は、昭和58年4月1日から施行する。
但し、昭和57年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表2. 入学金・授業料その他の費用）は、昭和59年4月1日から施行する。
但し、昭和58年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第5条、第6条第1項、第12条第3項、第15条、第24条第1項、第25条第3項・第4項、第27条、第28条第1項、第31条、第32条、第33条、第34条、第36条、第37条、第38条、第39条、第47条、第52条、第53条第2項・第3項・第4項、第54条第2項、別表1. 教育課程、別表2. 入学金・授業料等学納金及びその他の費用）は、昭和60年4月1日から施行する。
但し、昭和59年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第11条第1項、第12条第2項、第14条、第16条、第18条、第38条第1項、別表1. 教育課程）は、昭和61年4月1日から施行する。
但し、昭和60年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第18条、第52条、別表1. 教育課程）は、昭和62年4月1日から施行する。
但し、昭和61年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第12条、第12条の2、第12条の3、第35条、第10章、第47条、第48条、別表2. 入学金・授業料等学納金及びその他の費用）は、平成元年4月1日から施行する。
但し、昭和63年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第6条、第18条、第19条、別表1. 教育課程、別表2. 入学金・授業料等学納金及びその他の費用）は、平成2年4月1日から施行する。
但し、平成元年度以前に入学した者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表1. 教育課程、別表2. 入学金・授業料等学納金及びその他の費用）は、平成3年4月1日から施行する。
但し、平成2年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第7条、第21条第2項、第49条、第50条、別表2. 入学金・授業料等学納金及びその他の費用）は、平成4年4月1日から施行する。
但し、平成3年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表1. 教育課程、別表2. 入学金・授業料等学納金及びその他の費用）は、平成5年4月1日から施行する。
但し、平成4年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第6条第1項、第17条、第23条、第26条、第27条第3項、第47条、第48条、第49条、別表1. 教育課程、別表2. 入学金・授業料等学納金及びその他の費用）は、平成6年4月1日から施行する。
但し、平成5年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表2. 入学金・授業料等学納金及びその他の費用）は、平成7年4月1日から施行する。
但し、平成6年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第5条、第6条第1項、第8条、第12条の2の第2項、第17条第2項、第3項、第4項、第18条、別表1. 教育課程、別表2. 入学金・授業料等学納金及びその他の費用）は、平成8年4月1日から施行する。
但し、平成7年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表2. 入学金・授業料等学納金及びその他の費用）は、平成9年4月1日から施行する。
但し、平成8年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表1. 教育課程）は、平成11年4月1日から施行する。
但し、平成10年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第1条第2項、第3項、別表1. 教育課程）は、平成12年4月1日から施行する。
但し、平成11年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第6条第1項、別表1. 教育課程）は、平成13年4月1日から施行する。但し、平成12年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第6条第1項、別表1. 教育課程）は、平成14年4月1日から施行する。但し、平成13年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第3条第3項、第10条第2項、第18条、別表1、別表2）は、平成15年4月1日から施行する。但し、平成14年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第35条第2項、第3項、別表2）は、平成16年4月1日から施行する。但し、平成15年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表1）は、平成17年4月1日から施行する。但し、平成16年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第9条、第19条第2項、別表1. 教育課程）は、平成18年4月1日から施行する。但し、平成17年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第21条の2）は平成17年12月15日から施行する。
2. 別表1教育課程の改正は平成18年4月1日から施行する。但し、平成17年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第9条、第19条2項、別表1. 教育課程）は、平成18年4月1日から施行する。但し、平成17年度以前に入学した者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第2条）は、平成19年4月1日から施行する。但し、平成19年度の総定員は220名とする。尚、平成18年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第1条1項、第2条、第5条、第8条、第9条、第19条2項、第20条1項、2項、第24条1項、第25条4項、第26条2項、第35条1項、第47条3項）は、平成21年4月1日から施行する。但し、平成20年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表1、別表2）は、平成22年4月1日から施行する。但し、平成21年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表2）は、平成23年4月1日から施行する。但し、平成22年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表1、別表2）は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

- 1, この学則の一部改正(別表1、別表2)は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

- 1, この学則の一部改正(第6条、第7条、第17条、別表1、別表2)は、平成26年4月1日から施行する。
但し、平成25年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

- 1, この学則の一部改正(第25条第2項、第34条、第40条第2項から第4項、第42条、第45条第1項と第2項、第52条第1項、第53条第1項)は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

- 1, この学則の一部改正(第2条)は、平成28年4月1日から施行する。なお、食物栄養学科の収容定員は平成28年度は220名として読み替えるものとする。

付 則

- 1, この学則の一部改正(別表1)は、平成28年4月1日から施行する。但し、平成27年度以前に入学の者は、従来の学則による。

付 則

- 1, この学則の一部改正(第2条)は、平成29年4月1日から施行する。なお、食物栄養学科と保育学科の収容定員は、平成29年度は190名として読み替えるものとする。

付 則

- 1, この学則の一部改正(別表1、別表2)は、平成29年4月1日から施行する。但し、平成28年度以前に入学の者は、従来の学則による。

付 則

- 1, この学則の一部改正(別表1)は、平成29年11月24日から施行する。

付 則

- 1, この学則の一部改正(別表1)は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

- 1, この学則の一部改正(別表2)は、平成30年4月1日から施行する。但し、平成29年度以前に入学の者は、従来の学則による。

付 則

- 1, この学則の一部改正(第2条)は、平成31年4月1日から施行する。なお、食物栄養学科と保育学科の収容定員は、平成31年度は150名として読み替えるものとする。

付 則

- 1, この学則の一部改正(別表2)は、平成31年4月1日から施行する。但し、平成30年度以前に入学の者は、従来の学則による。

付 則

- 1, この学則の一部改正(別表1)は、2019年度入学生から施行する。2018年度以前に入学の者は、従来の学則による。但し、基礎教育科目(函館グローバル・コミュニケーション、コンソーシアム基礎教養Ⅲ、コンソーシアム基礎教養Ⅳ、コンソーシアム基礎教養Ⅳ、コンソーシアム函館教養Ⅳ、コンソーシアム函館教養Ⅴ、コンソーシアム函館教養Ⅵ)、専門教育科目(健康管理概論)については、2018年度入学生から適用する。

付 則

- 1, この学則の一部改正(別表2)は、2019年度入学生から施行する。2018年度以前に入学の者は、従来の学則による。但し、基礎教育科目(函館グローバル・コミュニケーション、コンソーシアム基礎教養Ⅲ、コンソーシアム基礎教養Ⅳ、コンソーシアム函館教養Ⅳ、コンソーシアム函館教養Ⅴ、コンソーシアム函館教養Ⅵ)については、2018年度入学生から適用する。

付 則

- 1, この学則の一部改正（第16条）は、平成31年4月1日から施行する。但し、平成30年度以前に入学の者は、従来の学則による。

付 則

- 1, この学則の一部改正（別表1）は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 教育課程（食物栄養学科）

科目	授 業 科 目	単 位	第 1 学 年	第 2 学 年
基礎教育科目	教養ゼミナル（S・L）Ⅰ	1	1	
	教養ゼミナル（S・L）Ⅱ	1		1
	情報機器の操作Ⅰ	1	1	
	情報機器の操作Ⅱ	1	1	
	コンピュータリテラシーW	1	1	
	コンピュータリテラシーE	1		1
	コンピュータリテラシーP	1		1
	社会人基礎論Ⅰ	1	1	
	社会人基礎論Ⅱ	1		1
	基礎科学	1	1	
	生活数理	1	1	
	体育実技（球技）	1	1	
	体育実技（フィットネス）	1	1	
	外国語（英語）	2	2	
	外国語（仏語）	2	2	
	外国語（中国語）	2	2	
	日本国憲法	2		2
	保健体育	1		1
	函館グローバル・コミュニケーション	1		1
	国際交流	1		1
	ボランティア実習Ⅰ	1	1	
	ボランティア実習Ⅱ	1		1
	コンソーシアム基礎教養Ⅰ	2	2	
	コンソーシアム基礎教養Ⅱ	1	1	
	コンソーシアム基礎教養Ⅲ	2		2
	コンソーシアム基礎教養Ⅳ	1		1
	コンソーシアム函館教養Ⅰ	2	2	
	コンソーシアム函館教養Ⅱ	2	2	
	コンソーシアム函館教養Ⅲ	1	1	
	コンソーシアム函館教養Ⅳ	2		2
	コンソーシアム函館教養Ⅴ	2		2
	コンソーシアム函館教養Ⅵ	1		1
	計	42	24	18
	公衆衛生学	2		2
	社会福祉概論	2	2	
	健康運動実習	1	1	
	解剖生理学Ⅰ	2	2	
	解剖生理学Ⅱ	2	2	
	運動生理学	2	2	
	生化学	2	2	
	解剖生理学実験	1		1
	食品学	2	2	

別表1 教育課程（食物栄養学科）

科目	授 業 科 目	単 位	第 1 学 年	第 2 学 年
専 門 教 育 科 目	食品加工学	2		2
	食品衛生学	2	2	
	食品学実験	1	1	
	食品衛生学実験	1	1	
	栄養学総論	2	2	
	栄養学各論	2	2	
	臨床栄養学概論	2		2
	健康食生活論	2	2	
	栄養生化学実験	1		1
	臨床栄養学実習	1		1
	栄養指導論Ⅰ	2	2	
	栄養指導論Ⅱ	2	2	
	公衆栄養学概論	2		2
	栄養指導実習Ⅰ	1	1	
	栄養指導実習Ⅱ	1		1
	給食管理論	2	2	
	調理学	2	2	
	給食管理実習Ⅰ	1	1	
	給食管理実習Ⅱ	1		1
	給食管理実習Ⅲ	1		1
	調理実習Ⅰ	1	1	
	調理実習Ⅱ	1	1	
	調理実習Ⅲ	1		1
	フードスペシャリスト論	2		2
	フードコーディネイト論	2		2
	食品官能評価	3		3
	食品流通	2		2
	レクリエーション理論	2		2
	レクリエーション実技	1		1
	レクリエーション現場実習	1	1	
	生涯スポーツ演習	1		1
	健康管理概論	1		1
	スポーツ心理学（発育・発達と老化を含む）	1		1
	健康運動概論	1		1
	運動障害と救急処置	1		1
	有酸素運動の実技Ⅰ	1		1
	有酸素運動の実技Ⅱ	1		1
	水泳・水中運動演習	1		1
	トレーニングの理論と演習	1		1
	健康・体力測定演習	1		1
公衆栄養実習	1		1	
総合栄養演習	2		2	
特別研究	2		2	

別表1 教育課程（食物栄養学科）

科目	授 業 科 目	単 位	第 1 学 年	第 2 学 年
	家庭経営学	1		1
	被服学	2	2	
	住居学	1		1
	保育学	1		1
	計	83	38	45
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）	家庭科教育法	2	2	
	計	2	2	0
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養教育法	2	2	
	計	2	2	0
教育に関する基礎的科目理解に	教育原理	1	1	
	教職概論	2	2	
	教育経営論	1	1	
	教育心理学	1	1	
	特別支援教育	1		1
	計	6	5	1
道徳、教育指導法等に関する科目	道徳教育指導論	1	1	
	総合的な学習の時間及び特別活動指導論	1	1	
	教育の方法と技術	1		1
	生徒指導論	1	1	
	教育相談	1		1
	進路指導論	1		1
	計	6	3	3
教育実践に関する科目	中学校（家庭）教育実習事前・事後指導Ⅰ	1	1	
	中学校（家庭）教育実習事前・事後指導Ⅱ	1		1
	中学校（家庭）教育実習	4		4
	栄養教育実習事前・事後指導	1		1
	栄養教育実習	1		1
	教職実践演習（中学校・家庭）	2		2
	教職実践演習（栄養教諭）	2		2
	計	12	1	11
大学が独自に設定する科目	介護等体験	2	2	
	計	2	2	0
合計		155	77	78

【注】

1. 単位を [] で網掛けした授業科目は、本学における卒業必修科目とする。但し、外国語については、外国語（英語）、外国語（仏語）、外国語（中国語）のいずれか1科目を卒業必修科目とする。
2. 上記授業科目の中で、給食管理実習Ⅲは校外実習（事前・事後指導を含む）とする。公衆栄養実習、中学校（家庭）教育実習、栄養教育実習は校外実習とし、通常の授業時間には組み入れないものとする。

別表2 教育課程（保育学科）

科目	授業科目	単位	第 1 学年	第 2 学年
基礎 教育 科目	教養ゼミナル（S・L）Ⅰ	1	1	
	教養ゼミナル（S・L）Ⅱ	1		1
	社会人基礎論Ⅰ	1	1	
	社会人基礎論Ⅱ	1		1
	音楽基礎	1	1	
	保育者のための音楽Ⅰ	2	2	
	保育者のための音楽Ⅱ	2		2
	保育者のための図画工作	2	2	
	日本国憲法	2	2	
	外国語（英語）	2	2	
	外国語（仏語）	2	2	
	外国語（中国語）	2	2	
	体育実技（球技）	1	1	
	体育実技（フィットネス）	1	1	
	保健体育	1	1	
	情報機器の操作Ⅰ	1	1	
	情報機器の操作Ⅱ	1	1	
	コンピュータリテラシーW	1	1	
	コンピュータリテラシーE	1		1
	コンピュータリテラシーP	1		1
	函館グローバル・コミュニケーション	1		1
	国際交流	1		1
	文化交流	1		1
	ボランティア実習Ⅰ	1	1	
	ボランティア実習Ⅱ	1		1
	コンソーシアム基礎教養Ⅰ	2	2	
	コンソーシアム基礎教養Ⅱ	1	1	
	コンソーシアム基礎教養Ⅲ	2		2
	コンソーシアム基礎教養Ⅳ	1		1
	コンソーシアム函館教養Ⅰ	2	2	
	コンソーシアム函館教養Ⅱ	2	2	
	コンソーシアム函館教養Ⅲ	1	1	
	コンソーシアム函館教養Ⅳ	2		2
コンソーシアム函館教養Ⅴ	2		2	
コンソーシアム函館教養Ⅵ	1		1	
	計	48	30	18
	保育原理	2	2	
	教育原理	2	2	
	子ども家庭福祉	2	2	

別表2 教育課程（保育学科）

科目	授業科目	単位	第 1 学年	第 2 学年
専門 教育 科目	社会福祉	2	2	
	子ども家庭支援論	2	2	
	社会的養護 I	2	2	
	教職概論	2	2	
	保育現場の幼児教育	2		2
	教育心理学	2	2	
	子ども家庭支援の心理学	2		2
	幼児理解	1		1
	子どもの保健	2	2	
	子どもの食と栄養	2		2
	食育の基礎知識	2	2	
	子どもの医療	1		1
	教育課程総論	2		2
	保育内容総論	1	1	
	健康	1	1	
	人間関係	1	1	
	環境	1	1	
	言葉	1	1	
	表現	1	1	
	保育内容（健康）指導法	1	1	
	保育内容（人間関係）指導法	1	1	
	保育内容（環境）指導法	1	1	
	保育内容（言葉）指導法	1	1	
	保育内容（表現）指導法	1	1	
	総合表現指導法	1		1
	乳児保育 I	2	2	
	乳児保育 II	1	1	
	子どもの健康と安全	1	1	
	特別支援教育	2		2
	社会的養護 II	1		1
	教育相談	1		1
	コミュニケーション・スキル I	1	1	
	コミュニケーション・スキル II	1		1
	子どもの生活や遊びA	2		2
子どもの生活や遊びB	2		2	
子どもの生活や遊びC	2		2	
保育の記録と伝え合い	2		2	
保育実習 I（※）	4		4	
保育実習指導 I	2	2		

別表2 教育課程（保育学科）

科目	授業科目	単位	第 1 学年	第 2 学年
	保育実習Ⅱ	2		2
	保育実習Ⅲ	2		2
	保育実習指導Ⅱ	1		1
	保育実習指導Ⅲ	1		1
	教育経営論	1		1
	教育の方法と技術	2		2
	幼稚園教育実習事前指導	1		1
	幼稚園教育実習事後指導	1		1
	幼稚園教育実習	4		4
	保育・教職実践演習	2		2
	レクリエーション指導法	2		2
	レクリエーション現場実習	1		1
	計	86	38	48
	合計	134	68	66

【注】

1. 単位を で網掛けした授業科目は、本学における卒業必修科目とする。
2. 上記授業科目の中で、幼稚園教育実習、保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲは校外実習とし、授業時間には組み入れないものとする。
3. 上記授業科目内で（※）印については、1～2年次にまたがって授業を開講する。この表では、単位数は便宜的に2年次のものとして合計している。

別表 3 入学金・授業料等学納金及びその他の費用

項目	金額	備考
入学検定料	30,000 円	
再・転入学検定料	30,000 円	
入学金	150,000 円	入学時
授業料	940,000 円	年額
①科目等履修生授業料	5,000 円	講義 1 単位
	10,000 円	演習 1 単位
	23,000 円	実験実習 1 単位
②学則第35条第2項適用者授業料	5,000 円	講義 1 単位
	10,000 円	演習 1 単位
	23,000 円	実験実習 1 単位